

豊島区における総合事業の運用について



豊島区における総合事業

総合事業の基本理念

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして要介護状態になることを予防する

豊島区の課題

- 通所介護事業所によるサービスで区独自の基準によるサービスが展開できていない。
- 住民主体による通いの場「つながるサロン」の登録団体数が少ない。



豊島区の目指す姿

豊島区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和2年度策定）より

住民等の多様な主体が参画する多様なサービスを充実させることで、地域の支え合いを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行い、介護の重度化を防止します。

- 通所型サービスの充実
- 短期集中通所型サービスの効果的な運用
- 住民主体による通いの場「つながるサロン」の拡充



豊島区における総合事業の運用について

サービス類型・内容		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4~	
訪問	国基準(従来型)	事業開始							
	区独自基準(A型)			事業開始					
	住民主体型(B型)		事業開始						
	短期集中型(C型)	事業開始							
通所	国基準(従来型)	事業開始							
	区独自基準(A型)						事業開始		
	住民主体型(B型)				事業開始				
	短期集中型(C型)				事業開始		モデル事業		
生活支援	入浴・移動支援、配食	未実施							

令和3年度の動き

- ▷ 訪問、通所の全てのサービス類型でサービス提供が可能となりました。
- ▷ 短期集中型通所事業にて東京都によるモデル事業を実施いたします。



豊島区における総合事業の運用について

○訪問型サービスの類型

区分	国相当基準	区独自基準	区独自基準	住民主体	短期集中型
サービス	介護予防訪問事業 (A2)	としま介護予防 訪問サービス (A4)	としまいきいき 訪問サービス(A4)	生活支援 お助け隊(B)	短期集中訪問型 サービス事業(C)
期間	定めなし (ケアマネジメントによる)			1年 (再申込み可)	3～6か月
サービス 提供者	指定介護事業所			シルバー人材 センター、社会福祉 事業団	リハビリ専門職等
従事者	ホームヘルパー		ホームヘルパー 又は 区研修の修了者	区研修の修了者	
利用料	306円 (定率・1割の場合)	300円 (定額・2割の場合600円、3割の場合900円)		30分・300円 60分・600円	無料
内容	入浴や排せつなどの 身体介護や生活 援助	見守り程度の 簡易な身 体介護や生活援助	掃除・洗濯・買い 物・調理・薬の受け 取りなどの 生活援助	掃除・洗濯・買い物 などの 家事援助	リハビリ、口腔ケア、 栄養指導等、生活機 能改善のための助言
対象者	● 身体介護と生 活援助が必要 な方	● 簡易な身体介護と生 活援助が必要な方	● 生活援助のみ必要 な方	● 家事援助のみ必 要な方	● 短期集中的な支 援で生活機能の 改善が見込まれ る方
	要支援 1・2			要支援 1・2、事業対象者	



豊島区における総合事業の運用について

○訪問型サービスにおけるサービスの一例

分類	国相当基準サービス	訪問型サービスA		訪問型サービスB	訪問型サービスC
サービス名	①介護予防訪問事業	②としま介護予防訪問サービス	③としまいきいき訪問サービス	④生活支援お助け隊	⑤短期集中訪問型サービス事業
コード	A2	A4		—	—
サービス内容	<p><u>右記②のサービス内容に無い以下の「身体介護」を含むサービスを実施する場合</u></p> <p>1-1 排泄・食事介助 1-2 清拭・入浴、身体整容 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助 1-4 起床及び就寝介助</p> <p>※サービス内容が②又は③に該当する場合も、公費助成対象の利用者については、このA2で請求する。</p>	<p>老計第10号により示された「身体介護」のうち以下のもの、及び「家事援助」 (身体介護) 1-0 サービス準備・記録等 1-5 服薬介助 1-6 自立生活支援のための見守りの援助 (家事援助) 2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 調理・配下膳 2-6 買い物・薬の受け取り</p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>老計第10号により示された「家事援助」のみ 2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 <u>調理</u>・配下膳 2-6 <u>買い物・薬の受け取り</u></p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>老計第10号により示された「家事援助」のうち、以下のサービスのみ 2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 配下膳 2-6 買い物 <u>※調理と薬の受け取りを除く</u></p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>3～6か月の期間で、リハビリテーション専門職等からリハビリテーション、口腔ケア、低栄養改善などのアドバイスを受けて、日常生活機能の向上に取り組めます。</p>

同じ月内でのA2とA4の併用はできませんのでご注意ください。

豊島区における総合事業の運用について

○通所型サービスの類型

区分	国相当基準	区独自基準	住民主体	短期集中型
サービス	介護予防通所事業 (A6)	としまりハビリ 通所サービス(A8)	つながるサロン(B)	短期集中通所型サービス (C)
期間	定めなし (ケアマネジメントによる)	最長6か月を目安に利用 (ケアマネジメントによる)	1年(再申込み可)	3か月(12回)
送迎	必要な方は送迎可	必要な方は送迎可	なし	なし
利用料	419円 (定率・1割の場合)	300円 (定額・1割の場合)	無料 (会食実費)	無料 (会食実費)
内容	選択的サービス (入浴・食事・口腔ケアetc.)	機能訓練に特化 個別プログラム(並走型)	介護予防に資する活動 をする自主グループ	専門職による集団プログラム、栄養指導
目標	必要な支援を続けながら 在宅生活を継続	運動機能を向上させ、いち早く、地域資源を活用するなどして、自立した日常生活を取り戻す。	社会・地域との繋がりを持ち続ける	運動機能を向上させ、地域との繋がりを持ち続ける
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅での入浴困難 ● 認知機能低下 ● 低栄養状態 ● 難病・その他疾患 	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能訓練の必要がある ● 自立的な在宅生活を目指すことができる ● 短期集中通所型サービス後、回復途上にある 	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期集中通所型サービスで学んだことを続けたい ● 地域との交流を持ちたい ● 自己通所可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期集中的に改善が見込める ● 学んだことを自分で続ける意欲がある ● 自己通所可能